

令和5年4月7日

保護者様

早島町立早島小学校

校長 藤本 真砂子

異常気象発生時の処置について

春暖の候、皆様にはますますご清栄のことと存じます。平素より、学校教育推進につきましては格別のご理解とご支援を賜り、厚く感謝いたします。

さて、異常気象発生時には、次の要領で児童の安全を確保したいと考えていますので、ご家庭でもご協力くださいますようお願い申し上げます。

特別警報・暴風警報・大雨警報

午前7時の時点で、早島町に特別警報（全て）・警報（大雨・暴風）のいずれかが発令されているときは、臨時休業日とします。

【なお、次のことにもご配慮ください。】

- (1) 注意報発令時は、原則として通常通り登校します。
- (2) 特別警報や暴風警報・大雨警報以外の警報(洪水、大雪など)発令時には、原則として通常通り登校しますが、状況により自宅待機とする場合があります。その時は学校から「早島スクールネット」を使って連絡します。
- (3) 登校後警報が発令される場合もあります。そのときは状況に応じて早く帰宅することもあります。異常気象が発生する恐れのある日は、特に学校からの連絡が取れますようご留意ください。家の鍵を持たせる等、お子様と相談しておかれることもお勧めします。
- (4) 臨時休業日の翌日は通常の授業をします。翌日の準備物等につきましては、「classroom」にて、連絡させていただきます。

【注意】

- ◆早島町に警報が発令されているかどうかは、
テレビ局の警報・注意報発令情報
インターネットの気象庁の市町村別の警報・注意報発令情報等でご確認ください。

※「早島スクールネット」にすみやかに登録していただきますようよろしくお願いいたします。登録方法は、「クラスルームの全校掲示板」に掲載していますのでご覧ください。